

# 定額給付金の申請はお早めに！

定額給付金の申請期限は、平成21年10月15日(木)です。申請期限を過ぎてしまうと受け取りができません。お早めに手続きを済ませてください。

平成21年2月1日現在、小松島市に住民登録および外国人登録がある方に申請書をお送りしましたが、市役所に返送されているものがあります。

申請書が届いていない方や紛失された方は改めて送付しますので、ご連絡ください。

お問い合わせは、定額給付金実施本部（☎32・2111）まで。

## 高額介護合算療養費制度のお知らせ

同一世帯内に介護保険の受給者がいる場合、1年間（毎年8月1日～翌年7月31日まで）に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合算し、その額が自己負担限度額を超えた分に関して、申請によりそれぞれの自己負担額の比率に応じて、介護保険からは「高額医療合算介護サービス費」、健康保険からは「高額介護合算療養費」として支給されます。

ただし、差額ベッド代や、入院時食事療養費、入院時生活療養費の自己負担額は対象になりません。

### ■自己負担限度額

| 所得区分           | 介護保険+後期高齢者医療制度 | 介護保険+被用者保険または国保(70～74歳) | 介護保険+被用者保険または国保(70歳未満) |
|----------------|----------------|-------------------------|------------------------|
| 現役並み所得者(上位所得者) | 67万円(89万円)     | 67万円(89万円)              | 126万円(168万円)           |
| 一般             | 56万円(75万円)     | 56万円(75万円)              | 67万円(89万円)             |
| 低所得者Ⅱ          | 31万円(41万円)     | 31万円(41万円)              |                        |
| 低所得者Ⅰ          | 19万円(25万円)     | 19万円(25万円)              | 34万円(45万円)             |

※初年度については、平成20年4月1日から平成21年7月31日を合算対象とし（ ）内の限度額が適用となります。

※同一世帯でも異なる医療保険に加入の世帯員の自己負担額は合算されません。

### お問い合わせ先

介護福祉課 介護保険係（☎32・3507）

各医療保険者（国保・後期高齢者医療制度の方は健康増進課 ☎32・2113）

## 聴覚に障がいのある方へ支援を行うために！

## 要約筆記奉仕員養成講座・基礎課程の受講者募集！

要約筆記奉仕員とは、難聴や中途失聴などの聴覚障がいのある方で、手話の分からない方のために話を聞いて内容を書き伝える通訳者のことです。聞こえない方や聞こえにくい方へのコミュニケーション支援をします。

### 【応募条件】

- ①小松島市在住の方
- ②実施回数 基礎講座32時間（平成21年度実施）・応用講座20時間（平成22年度実施予定）計52時間を2年連続受講可能な方で、小松島市要約筆記奉仕員として登録していただき活動可能な方とさせていただきます。

### 【基礎講座日程】

9月4日(金)、9月18日(金)、9月25日(金)  
10月2日(金)、10月9日(金)、10月16日(金)  
10月23日(金)の7日間。  
午前9時45分から午後3時30分(10月23日は正午)まで。



【受講料】受講料は無料ですが、テキスト代1,000円が必要です。

【受講場所】小松島みなと交流センター kocolo 2F会議室（小松島町字新港19番地）

【人 数】15名程度（先着順）

【締め切り】8月31日(月)

※受講希望の方は、市介護福祉課⑨番窓口まで申請手続きにお越しください。

講座の内容など詳しくは、小松島市身体障害者連合会事務局（田中 ☎32・2279）までお問い合わせください。